

多可町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年5月28日（金）午後5時

兵庫県に緊急事態宣言が再延長されたことを受け、本日対策本部にて協議・決定した内容をお知らせします。

兵庫県の緊急事態措置の延長を踏まえて、以下のとおり対応する。

期間：6月1日（火）から6月20日（日）

◆屋内・屋外公共施設の利用について

- 期間中は貸館業務を20時までとする。
- 図書館、プラザ図書室は、20時までの開館とする。

◆小中学校の対応について

- マスクの着用が疎かになる場面での感染防止対策の強化
 - ・登下校時の会話時、昼食時、部活動等のミーティングや更衣時
 - ・学習塾など習い事の行き帰り時
- 教育活動【令和3年6月1日（火）～6月20日（日）】

引き続き、県外活動（修学旅行を含む）は行わない、校外から大人数を呼び込むような校内行事（授業参観等）は原則自粛などを基本に取り組むこと
- 部活動【令和3年5月29日（土）～6月30日（日）】

生徒の心身の健康を維持する観点から、大会の有無に関わらず文化部を含め部活動を実施できること、今後の郡総体等の大会に安全に参加できるよう、次の点に留意し活動すること

 - (1) 平日（4日）
 - ・十分な感染防止対策を実施した上で、校内のみ活動を実施する。
 - ・練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
 - ・活動時間は2時間以内とする。
 - (2) 土日

中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する全国大会（その予選を含む）への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習は可とし、土日いずれか1日のみ、時間は3時間以内とする。

公式大会に向けて自校単独では練習試合ができない場合のみ、町隣接市町の範囲内において他校と合同による練習を可とする。

○心のケア

宣言の延長による児童生徒の心への影響が懸念されることから、相談時間を延長しているSNS悩み相談をはじめ相談窓口の積極的な活用を引き続き促すこと

◆職員の勤務体制について

○時差出勤や在宅勤務は行わず、感染防止対策を徹底したうえで通常業務を基本とする。

◆メッセージの発信

○防災行政無線、たかテレビ、町ホームページ・SNS、たかちょう防災ネットを活用して、不要不急の外出自粛や一層の感染防止対策の呼びかけを行う。

5月31日（月）～